

点検整備済みステッカーの貼付期限の記載について

記載内容が1種類に統一されました！

点検整備済みステッカー(通称名：ダイヤルステッカー)の取扱いにつきましては、許可年度の違いにより同一年ステッカーにおいて、裏面の「貼付けしておける期間」が2種類存在していたため、管理・保管が負担となっておりましたが、昨年末の「定期点検整備促進対策要綱」の一部改正により、「30年用ステッカー」からは、1種類に印刷を統一したため、ステッカーの切替えがなくなりましたのでお知らせいたします。

平成30年用 点検整備済みステッカーの見本

(表面)

(裏面)

記載内容を1種類に統一

- 平成31年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

【参考】

ステッカーのカラー

【29年用：緑色】 【30年用：橙色】 【31年用：青色】 【32年用：赤色】
以降は4色を順番に使用する予定です。

事業者が貼付可能な期間

点検の種類	29年ステッカー (現在販売中)	30年ステッカー (現在販売中)	備考
乗用(12ヶ月点検)	平成28年12月31日	平成29年12月31日	左の期日までに点検を実施した車両に貼付可能です。
貨物(6ヶ月点検)	平成29年6月30日	平成30年6月30日	
事業用(3ヶ月点検)	平成29年9月30日	平成30年9月30日	